YAMAHA



M-15
M-25

電動船外機取扱説明書

⚠ 電動船外機をご使用になる前に取扱説明書をよくお読みになりお使いください。

058049

XGW-28199-03

電動船外機をご使用になる前に取扱説明書をよくお読みになりお使いください。航海する時は、本書を防水バッグなどに入れて、お客様のボートの適切な場所に保管してください。電動船外機を売却される場合は、本書を添付してください。

お客様へ

ヤマハ電動船外機（マリンモータ）をお買上げ戴きまことにありがとうございます。
この取扱説明書は、電動船外機の正しい取り扱い方法と簡単な点検、整備について説明してあります。
万一、取り扱いを誤ると重大な事故や故障等の原因となります。
電動船外機の取り扱いを十分ご存知の方も製品独自の装備や取り扱いがありますので、ご使用される前には本書を必ずお読みいただき、またご使用時には携帯し安全快適なマリンライフをお楽しみください。
本書では正しい取り扱い、および点検整備に関する必要な事項を下記のシンボルマークで表示しています。

⚠ 安全に係わる注意情報を意味しています。

⚠警 告

取り扱いを誤った場合、死亡または重傷及び傷害に至る可能性がある場合を示しています。

注 意

取り扱いを誤った場合、船外機または他の物的損害に至る可能性がある場合を示しています。

要 点：

正しい操作の仕方や点検整備上のポイントを示しています。

- 仕様の変更などにより、図や内容が一部実機と異なる場合がありますのでご了承ください。
- 本書は大切に保管し、船外機の転売や譲渡等をされる場合は必ず添付してください。
- 保証書はよくお読みいただき裏面の取扱店名、捺印をご確認のうえ、大切に保存してください。
- **製品を長くご愛顧頂く為に**
 この取扱説明書に従った製品の正しい取り扱いや、指定の定期点検／保守を行なっていただくことを推奨致します。上記の注意事項に従わずに何らかの損害が発生した場合、保証の対象外になりますのでご注意ください。
- **製品を国外へ持ち出しのお客様へ**
 国によっては法令／規制の関係で持ち出す事が出来なかったり、登録出来なかったりする可能性があります。また、保証が一部地域適用されない場合もございます。もしお客様が製品を国外へ持ち出して使う場合は、詳細を購入販売店に相談してください。
- **製品の個人転売を受けたお客様へ**
 お客様再登録のため最寄の販売店にご相談していただき、所定のサービスを受けられる様にしてください。

ご不明な点や不具合なところがありましたら、お早めにお買上げのヤマハ取扱店にご相談、またはお申しつけください。
ヤマハ取扱店では、お客様の良きアドバイザーとしてご来店をお待ち申し上げております。

目次

お使いいただく前に 1
- **製造番号** 1
- **安全にご使用するにあたって** 2
- **重要ラベル貼付場所** 3
- **バッテリ** 4

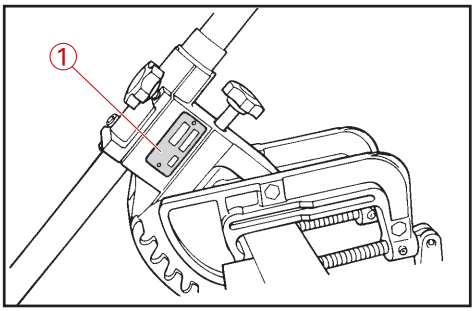
各部の名称と機能 5
- **主な構成部品** 5
- **名称とその機能** 6
 - ハンドルグリップ 6
 - 保護機能 6
 - トランサム高さ調整スクリュ 7
 - ステアリングフリクション調整ノブ 7
 - チルトノブ 7

運転と操作 8
- **電動船外機の取り付け** 8
 - 取り付け高さ 8
- **バッテリの取り扱い** 9
- **使用前の点検** 11
- **前進・後進・停止** 12
- **電動船外機のチルト角度** 13
 - チルト角度の調整 13
- **チルトアップ** 14
- **浅瀬航走** 15

点検と整備 16
- **仕様諸元** 16
- **電動船外機外観の手入れ** 17
 - 電動船外機の清掃 17
 - 電動船外機の防錆 17
 - 電動船外機外装の点検 17
 - 電動船外機の保管 17
- **長期保管** 17
- **定期点検** 18
 - 定期点検表 18
 - グリス給脂箇所 19
 - プロペラの点検 20
 - アノードの点検 22
 - バッテリの点検 23
 - バッテリコードの点検 24
 - ボルト、ナット締め付け状態の点検 24

不具合時の対応 25
- **故障と対策** 25
- **応急処置** 26
 - 電動船外機を水中に落とした場合 26

ご相談窓口 28
- **お客様ご相談窓口のご案内** 28



製造番号



電動船外機の製造番号は、スイベルブラケットの右舷側に貼ってあります。
ヤマハ取扱店への部品注文の際や盗難にあったときのために、空欄に製造番号を控えておくと便利です。

① 製造番号

お使いいただく前に

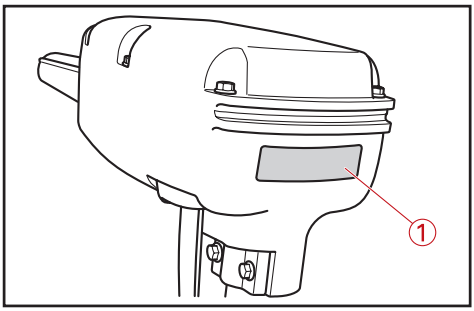
⚠安全にご使用するにあたって

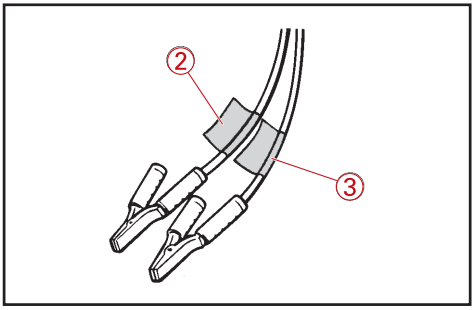
あなた自身と同乗者の安全のために

- この取扱説明書をよく読んでからお使いください。
- 船体の取扱説明書、および全ての注意書きやラベルをよく読んでから運転を行なってください。
- 改造は絶対に行なわないでください。
- 飲酒運転は絶対に行なわないでください。
- 救命胴衣は必ず船内に搭載し、船舶検査機関承認のものをご使用ください。
- バッテリ取り付け前には、スロットル、シフト、ステアリングの作動確認を行なってください。
- 天気予報等を確認してから出港してください。
- 運転水域を関係者（マリーナや家族等）に届けてから、使用してください。
 また使用後、陸上に戻った時は必ず一報を関係者に入れてください。
- 運転中は、常識と適正な判断が要求されます。そのためには、海況の変化に応じた運転技量を把握しておかなければなりません。
 運転は、運転者の技量や船体の能力の範囲内で、必ず行なってください。
- 関係各所や団体等から出版されているボート関連の安全教本等も併せて読んでおいてください。

他の船舶や遊泳者の安全のために

- 海の交通法規、地域規定やマナーを守った運転を行なってください。
- 遊泳者には、十分注意を払ってください。附近に遊泳者がいる時は、モータを停止してください。
- 運転は、常に周辺の障害物や船舶等に十分注意をし、安全なスピードで行なってください。
- 海水浴場等での使用は行なわないでください。





重要ラベル貼付場所

⚠警 告 ラベル

①

⚠ 警 告
●ご使用前に“取扱説明書”、“ラベル”をよく読んでください。 ●規定電圧のバッテリを使用してください。 ●水中以外での空運転はしないでください。
YAMAHA XEA-24244-01

②

⚠ 警 告
●バッテリクリップを接続する前に ハンドルグリップをニュートラルにしてください。 ●バッテリのプラス（＋）端子に接続してください。
YAMAHA XEA-83626-00

③

⚠ 警 告
●バッテリクリップを接続する前に ハンドルグリップをニュートラルにしてください。 ●バッテリのマイナス（－）端子に接続してください。
YAMAHA XEA-83627-00

バッテリ

この電動船外機には、次の規格に適合する容量以上のバッテリをご使用ください。

推奨バッテリ：最小 12V-40AH

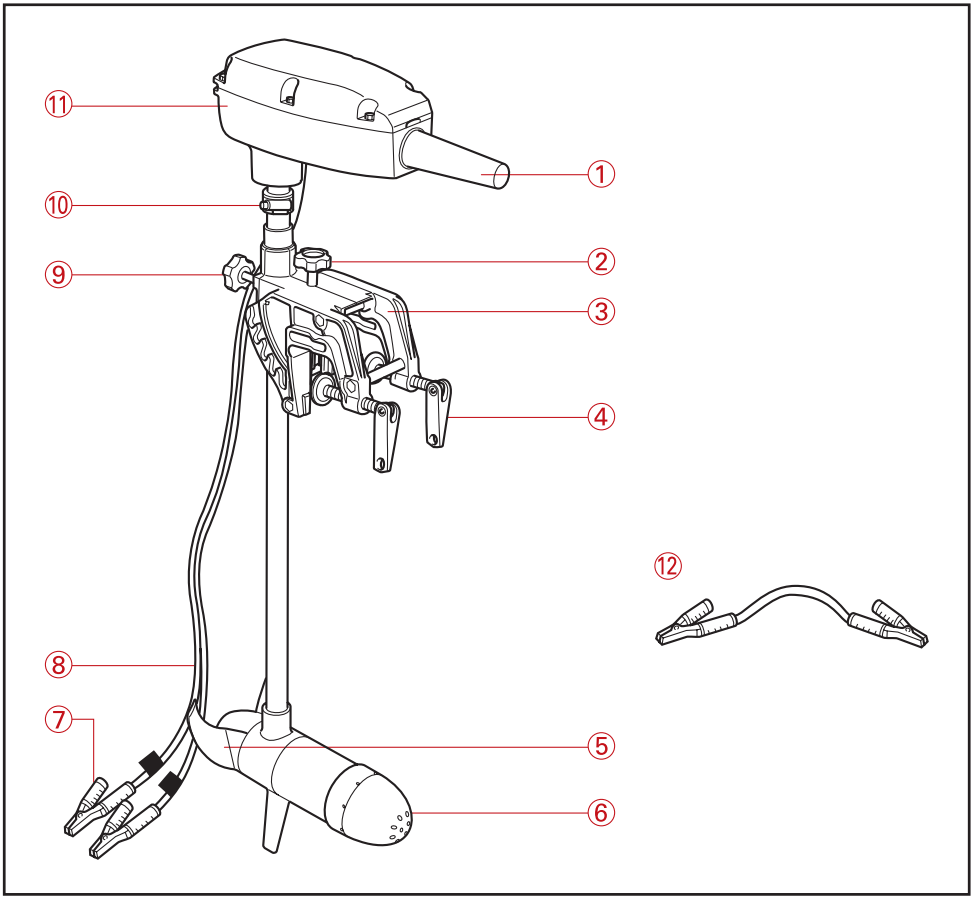
注 意

- **規定の電圧に合わないバッテリは、使用しないでください。**
 規定電圧外のバッテリを使用すると電装系に供給電圧が不足したり過大な負荷が掛ったりして、故障の原因になります。
- **電動船外機単独で推奨のバッテリーを使用してください。**
 他のバッテリーとの併用や、バッテリークランプを接続したままの充電は故障の原因になります。

要 点：

- M25の場合は、同規格のバッテリが2個必要となります。
- M15の場合は、同規格のバッテリが1個必要となります。

主な構成部品

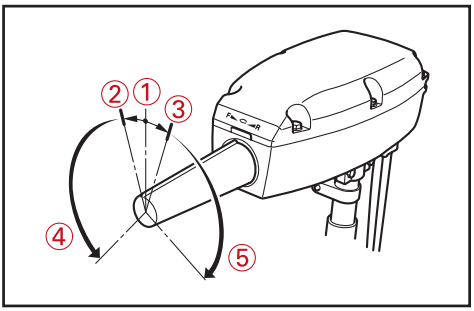


① ハンドルグリップ
② チルトノブ
③ クランプブラケット
④ クランプスクリュ
⑤ プロペラ
⑥ モータ部
⑦ バッテリクリップ
⑧ バッテリコード
⑨ ステアリングフリクション調整ノブ
⑩ トランサム高さ調整スクリュ
⑪ コントロールボックス
*1 ⑫ 間結線バッテリクリップ

バッテリ等はオプションになっております。

*1. M25

各部の名称と機能



名称とその機能

ハンドルグリップ

舵取り、起動・停止、前進・後進、および増速・減速の操作を行なう事が出来ます。

① 中立（停止）
② 前進
③ 後進
④ 前進増減速域
⑤ 後進増減速域

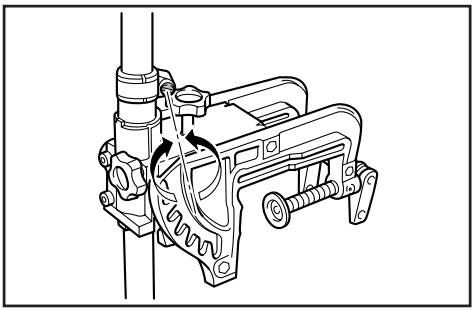
保護機能

コントロールボックス内で運転中に異常な電圧低下及び過負荷状態になったときに作動し、電源を遮断して制御回路やモータ回路を保護します。

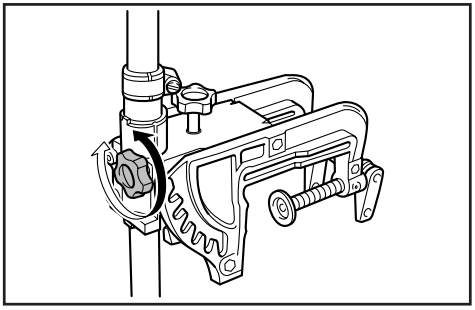
※保護機能の復旧には、原因に対する処置を施し、ハンドルグリップを中立（ニュートラル）の位置にすることで復旧されます。

⚠警 告

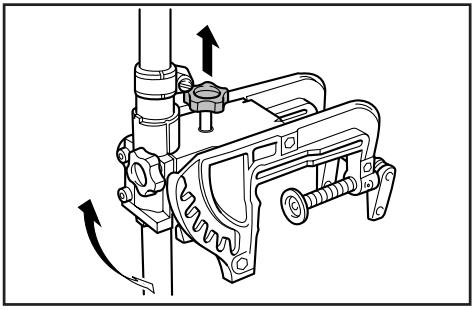
保護機能がたびたび作動する場合は、ヤマハ取扱店へ修理を依頼してください。そのまま使用を続けますと、大きな事故の原因となる恐れがあります。



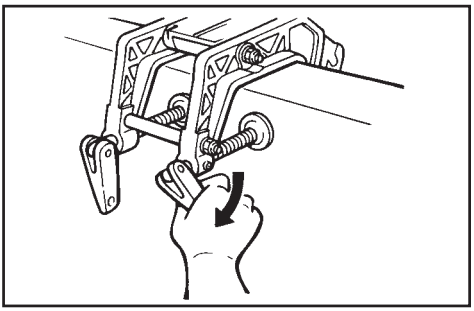
トランサム高さ調整スクリュ
電動船外機の取り付け高さの設定をする事が出来ます。

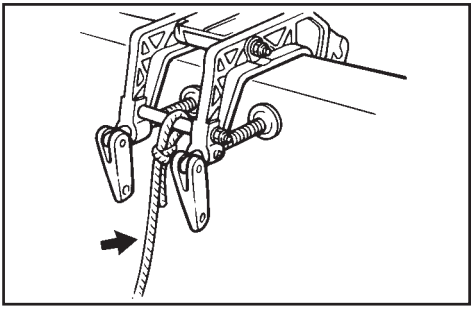


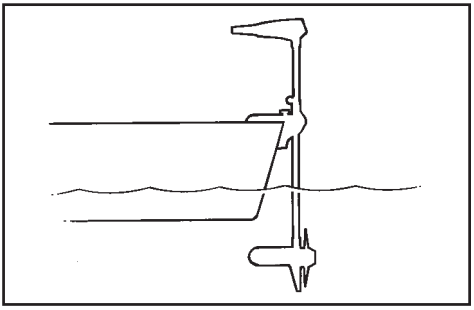
ステアリングフリクション調整ノブ
ステアリングの動きの抵抗を操船者の好みに合わせて調整が出来ます。

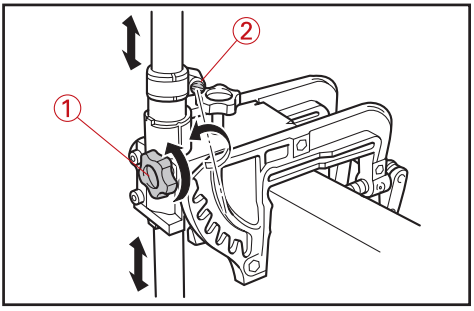


チルトノブ
電動船外機のチルト角度を変えることが出来ます。









電動船外機の取り付け

1） 船体にクランプスクリュで確実に締め付けます。
使用中に、振動等でクランプスクリュが緩まないように時々、締まり具合を点検します。

⚠警 告

クランプスクリュが緩むと、電動船外機が脱落することが考えられます。その結果、操船に支障をきたし事故の原因となる恐れがありますので、クランプスクリュは確実に締め付けてください。

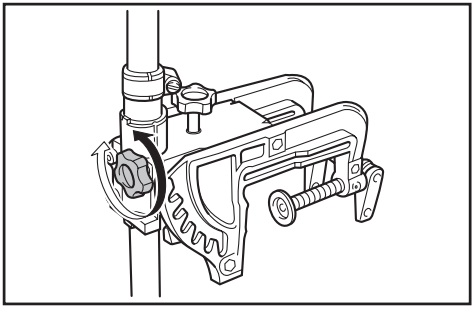
2） もし、使用中に電動船外機が脱落したときのため、ロープ等を準備し、一方の端をクランプブラケット部分に、他方を船体の丈夫な部分に結びます。そうすることにより、何らかの原因で電動船外機が船体から脱落した場合、回収が可能です。

取り付け高さ

電動船外機の取り付け高さは、プロペラが水面下で回転中にエアーの巻き込みがない高さに調整します。

調整手順

1） ステアリングフリクション調整ノブ①とトランサム高さ調整スクリュ②の両方を緩めます。
2） 電動船外機本体を上下に動かし高さを決め、トランサム高さ調整スクリュを締め込みます。
3） ステアリングフリクション調整ノブを元の位置まで締め込みます。



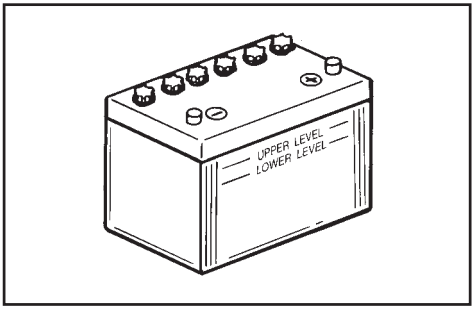
ステアリングフリクション調整ノブの調整

	抵抗
時計方向に回す	増える（重たくなる）
反時計方向に回す	減る（軽くなる）

⚠警 告

調整ノブは、締めすぎないようにしてください。
ステアリング操作の抵抗が大きすぎると、操船に支障をきたし事故につながる恐れがあります。

バッテリの取り扱い



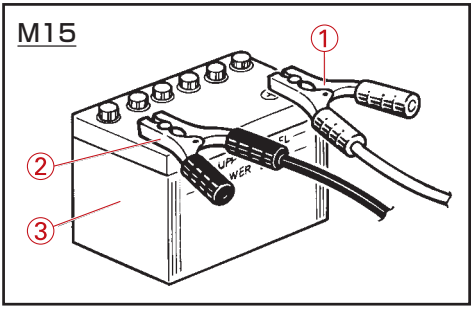
⚠警 告

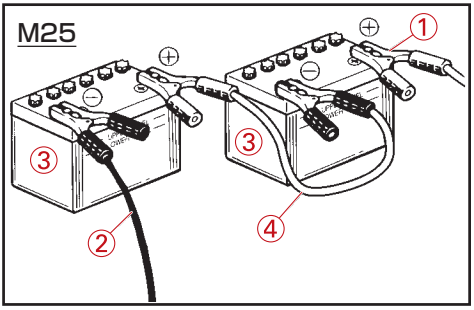
バッテリ取り扱い上のご注意
バッテリは引火性ガス（水素ガス）を発生しますので、取り扱いを誤ると爆発しけがをすることがあります。

- 火気厳禁＝ショートやスパークをさせたり、タバコ等の火気を近づけないでください。
 爆発の恐れがあり危険です。
- 充電は風通しのよいところで行なってください。
- 落下等の強い衝撃を加えないでください。
- バッテリ液は希硫酸で、皮膚、目、衣服に付着すると侵されますので取り扱いには十分注意してください。
- 子どもの手の届くところに置かないでください。

応急手当

- 万一、バッテリ液が皮膚、衣服についたときは直ちに多量の水で洗い流してください。
- 目に入ったときは直ちに多量の水で十分に洗い、医師の治療を受けてください。





要　点：

バッテリは製造メーカによって違いがありますので、不明な点があるときはバッテリ製造メーカに問い合せてください。

バッテリの取り付け、取り外し

バッテリは船内の乾燥した、換気の良い、振動の少ない、水平な場所へ確実に固定してください。

バッテリクリップの接続は最初に赤色端子を（＋）側へ、次に黒色端子を（－）側へ確実に取り付けます。

バッテリクリップの取り外しは、逆の順序で黒色端子（－）側から先に外します。

⚠警　告

- **バッテリクリップの脱着の際はハンドルグリップを中立（ニュートラル）にしてください。プロペラ付近は、偶発的にモータが起動した場合に重大な事故を招く恐れがあります。**
- **バッテリクリップの（＋）と（－）を逆に接続した場合には、電装部品の故障等の原因となります。**
- **バッテリクリップの接続不良はモータ作動不良、コントロールボックス作動不良の原因となることがあります。接続は確実に行なってください。**

① （＋）側のバッテリクリップ
② （－）側のバッテリクリップ
③ バッテリ
④ バッテリクリップ

使用前の点検

⚠警 告

- **使用前の点検で１ヵ所でも不具合が見つかったときは、点検、整備を行なってから使用してください。さもなければ、事故につながる恐れがあります。**
- **水中以外での空運転はしないでください。故障や船体の破損だけではなく、事故につながる恐れがあります。**

作動系

- ハンドルグリップやステアリングが、正常に作動することを確認してください。

本体

- 各ボルトの緩みや取り付け状態を確認してください。
- プロペラの損傷を確認してください。

バッテリ

- バッテリの点検は必ずおでかけ前に実施してください。

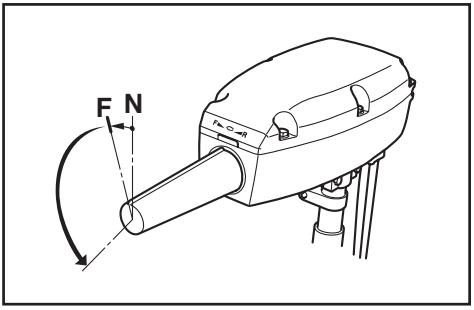
要　点：

P23の“バッテリの点検”の項を参照ください。

前進・後進・停止

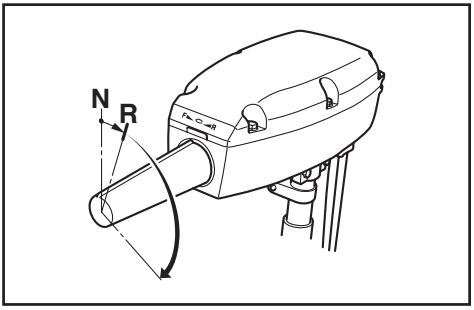
⚠警 告

- **前進または後進するときは、付近に遊泳者や障害物が無いことを確認してください。**
- **水中以外での空運転はしないでください。故障や船体の破損だけではなく、事故につながる恐れがあります。**



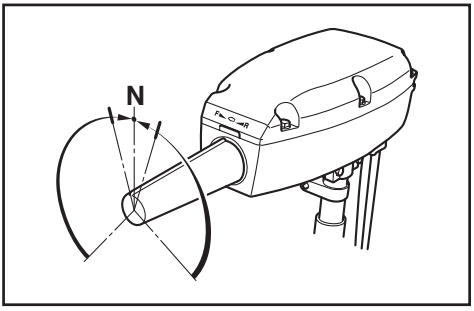
前進

ハンドルグリップを中立（ニュートラル）の位置から反時計方向に回し速度を調整します。



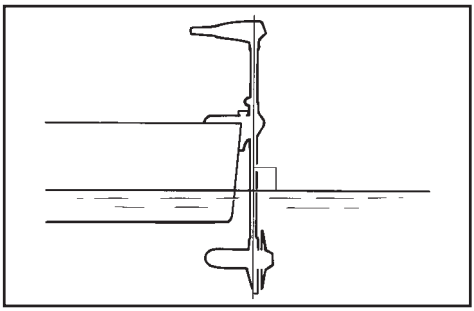
後進

ハンドルグリップを中立（ニュートラル）の位置から時計方向に回し速度を調整します。



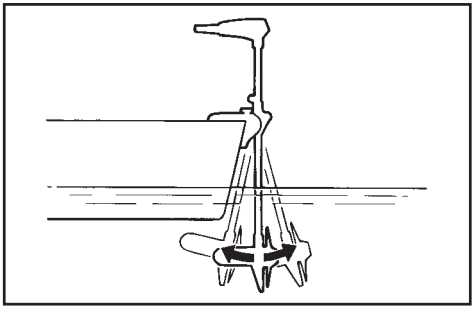
停止

ハンドルグリップを中立（ニュートラル）の位置に戻します。



電動船外機のチルト角度

船体の取り付け部分の形状等により、電動船外機の取り付け角度を調整することが出来ます。チルト角度調整用の溝がクランプブラケットの内側に４～５ヵ所用意されています。通常使用するときは、電動船外機が垂直状態になるようにします。



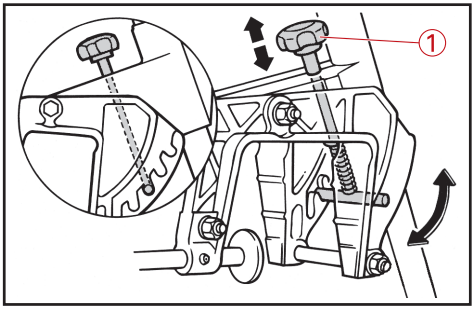
チルト角度の調整

⚠警 告

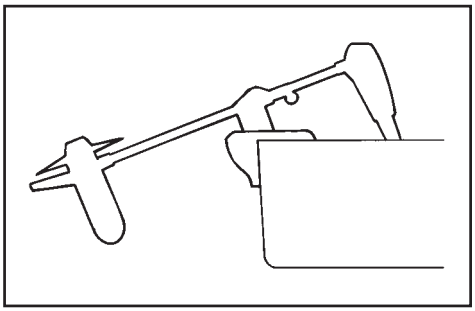
けがや船体を損傷する恐れがありますので、チルト角度を調整する前には、必ずモータを停止してください。

注 意

- **チルトアップする時は、ハンドルグリップを持ってチルトアップしないでください。損傷する恐れがあります。**
- **主機を使って航走する場合は、電動船外機を必ず水中より引き上げてください。**



1） モータを停止させます。
2） チルトノブ①を引き上げた状態でコントロールボックスの後部を持って電動船外機をチルトアップします。
3） チルトノブを戻してクランプブラケット内側の適切な溝にバーを差し込んで保持させます。



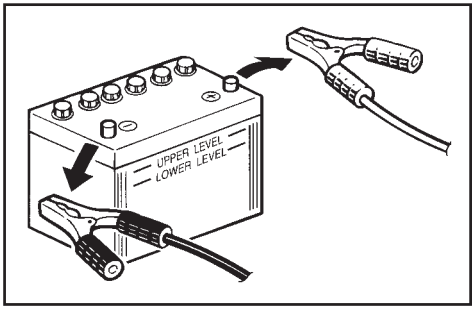
チルトアップ

⚠警 告

けがや船体を損傷する恐れがありますので、チルトアップする場合は、必ずモータを停止してください。

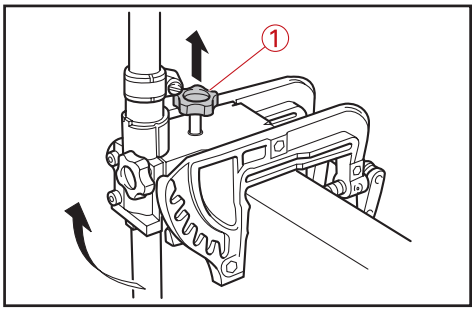
注 意

- **ハンドルグリップを持ってチルトアップしないでください。損傷する恐れがあります。**
- **主機を使って航走するときは、電動船外機をチルトアップした状態のままにせず船内に収納してください。**

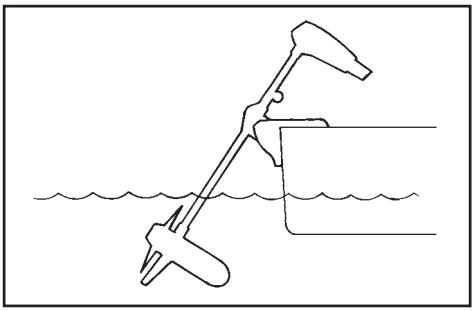


チルトアップの手順

1） 中立（ニュートラル）にして、モータを停止させます。
2） バッテリクランプを外します。



3） チルトノブ①を引き上げた状態で、コントロールボックスの後部を持っていっぱいまでチルトアップします。
4） チルトノブを戻してクランプブラケット内側の一番上の溝にバーを差し込んで電動船外機を保持します。



浅瀬航走

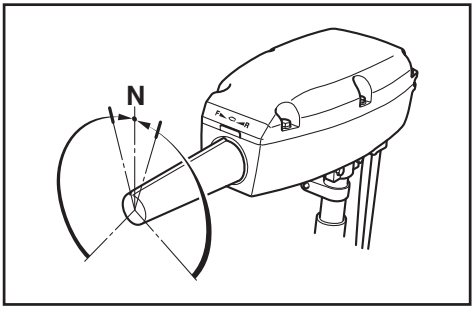
この電動船外機は少しチルトアップした状態で、プロペラの位置を水底から遠ざけることにより浅瀬を航走することができます。

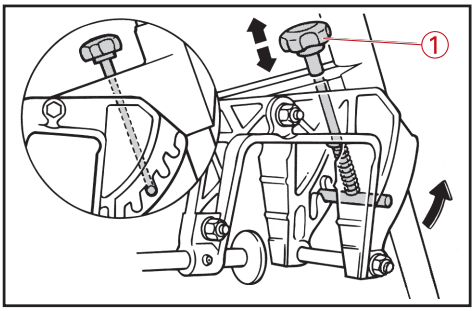
⚠警 告

- **けがや船体を損傷する恐れがありますのでモータを停止してから浅瀬航走の操作をしてください。**
- **過大な後進出力を使用した場合は、水面上にプロペラがはね上がり大きな事故の原因となる恐れがありますので、十分に注意をしてください。**

注 意

- **水深のある場所に来たら、元の位置に戻してください。**
- **浅瀬航走中はモータ部分が水面上に出ないようにしてください。オーバヒートする恐れがあります。**



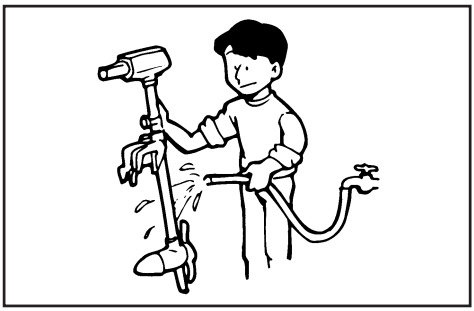


浅瀬航走セットの手順

1） ハンドルグリップを中立（ニュートラル）にして、モータを停止させます。
2） チルトノブ①を引き上げた状態で、コントロールボックスの後部を持ってチルトアップします。
3） チルトノブを戻してクランプブラケット内側の適当な位置の溝にバーを差し込み電動船外機を保持します。この状態で浅瀬航走ができます。
元の状態に戻すときは、逆の手順で行ないます。

仕 様 諸 元

機種名 / 項目	単位	M15		M25	
		標準クランプ仕様	ワイドクランプ仕様	標準クランプ仕様	ワイドクランプ仕様
寸法					
全長	mm	388	388	466	466
全高　SS/S/L/Y	mm	963/1,062/1,262/−	−/−/1,262/1,462	963/1,062/−/−	−/−/1,262/1,462
全幅	mm	124	124	124	124
クランプ幅	mm	8〜61	40〜120	8〜61	40〜120
重量　SS/S/L/Y	kg	10.3/10.5/10.9/−	−/−/11.0/11.4	11.8/12.0/−/−	−/−/12.5/12.9
性能					
出力	kW	0.25	0.25	0.5	0.5
消費電流	A	38	38	32	32
モータ部					
モータ種類		直流4極	直流4極	直流4極	直流4極
電源	V	12（直流）	12（直流）	24（直流）	24（直流）
バッテリ容量	V-AH	12-40以上	12-40以上	12-40以上(2個)	12-40以上(2個)
バッテリコード長	mm	3,500	3,500	3,500	3,500
ドライブ					
シフト		前進−中立−後進	前進−中立−後進	前進−中立−後進	前進−中立−後進
減速比		1：1（直結）	1：1（直結）	1：4	1：4
トリムチルト方法		マニュアルチルト	マニュアルチルト	マニュアルチルト	マニュアルチルト
トリムチルト段数		4	4	4	4
プロペラ直径	mm	300	300	300	300
締め付けトルク					
プロペラナット	N·m	3.9〜4.9	3.9〜4.9	3.9〜4.9	3.9〜4.9



電動船外機外観の手入れ

電動船外機の清掃

ご使用後は、真水で船外機の外部を洗ってください。

電動船外機の防錆

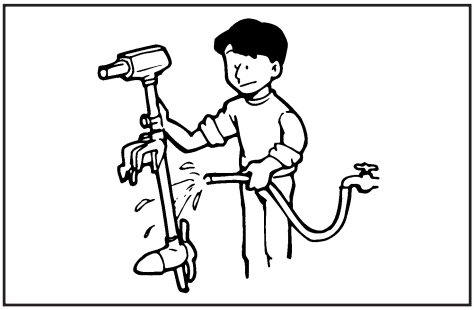
船外機が十分乾燥した後、市販の防錆浸透潤滑剤を吹きかけてください。

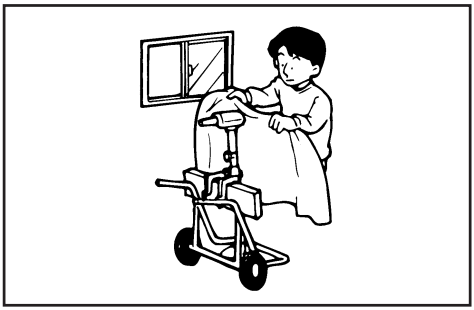
電動船外機外装の点検

引っかき傷、欠損、塗装のハガレ等や腐食して白くなっていないか点検してください。
必要に応じて、塗料を塗って補修してください。スプレー式塗料が用意されています。
詳細はヤマハ取扱店へおたずねください。

電動船外機の保管

直射日光の当たらない、換気のよい場所で保管してください。
高温多湿になるような場所や、コントロールボックスに海水や雨水が直接掛かるような場所で保管しないでください。





長期保管

電動船外機の保管は、次のようにして行なってください。

1） 真水を使って電動船外機の外部を洗います。
2） ワックス等を使って表面をふきあげます。
3） 摺動部や回転部にグリスの給脂をします。
4） カバーを掛け、ほこり等のない換気のよい場所に保管します。

点検と整備

定 期 点 検

⚠警 告

事故を未然に防ぐために、作業等を行なう時は、必ずモータを止めて、クランプをバッテリから外してください。

注 意

お客様自身が整備作業についてあまり熟知されていない場合は、ヤマハ取扱店へ作業を依頼してください。

交換部品は、必ず純正部品、または指定されたものを使ってください。

定期点検表

●印の項目については、お客様自身で点検を行なってください。
○印の項目については、最寄りのヤマハ取扱店に依頼してください。

項目	間隔	初回		次回		参照ページ
		10時間（1か月）	50時間（3か月）	100時間毎（6か月毎）	200時間毎（12か月毎）	
プロペラ	点検	●	●	●		20
グリスポイント	グリス塗布／注入		●	●		19
ボルト、ナット	増締め	○	○	○		24
船外機外観	点検／清掃	●	●	●		24
バッテリコード	点検	●	●	●		24
バッテリ	点検	●（毎月）				23
アノード	点検／交換	●	●	●		22
モータブラシ	点検／交換			○		—

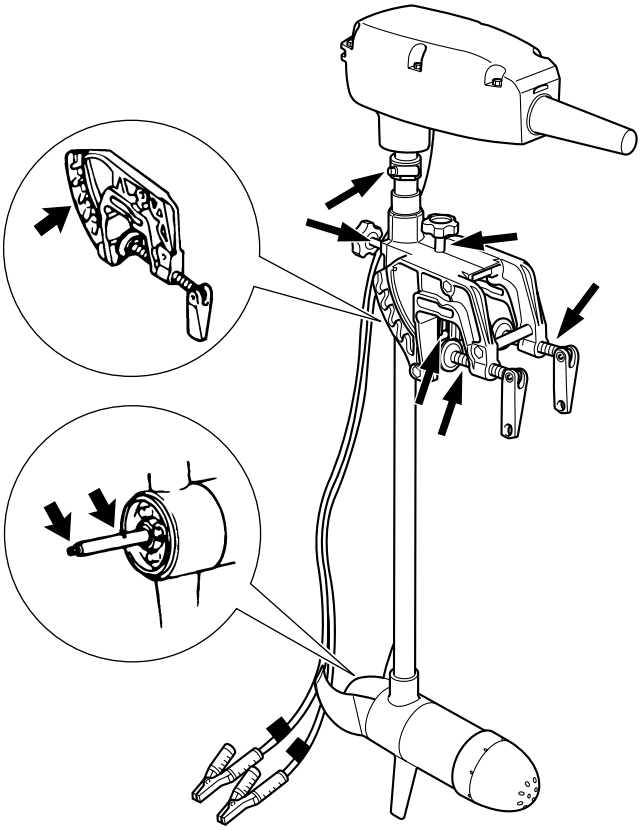
要 点：

お客様の船外機の使用状況により、点検時間が多少異なる場合がありますのでご了承ください。

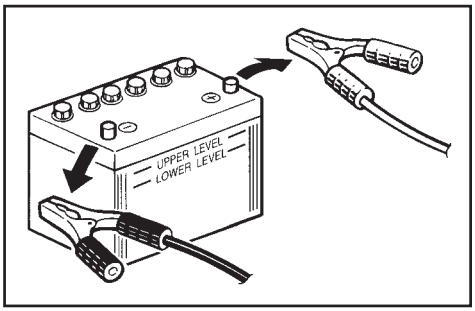
グリス給脂箇所



ヤマハグリス A
部品番号　90890-69910（50g）
　　90890-69911（250g）
ヤマハグリス D*1
部品番号　90890-69920（50g）



*1. プロペラシャフト用



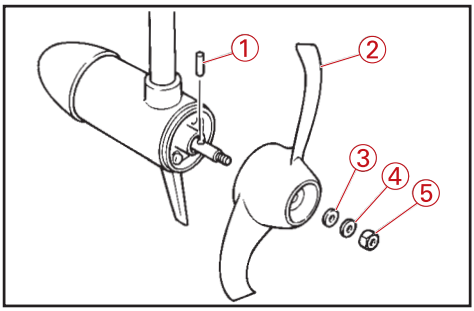
プロペラの点検

⚠警 告

プロペラ付近は、偶発的にモータが起動した場合に重大な事故を招く恐れがあります。

- **プロペラの点検や脱着等を行なう前には、ハンドルグリップを中立（ニュートラル）にし、バッテリからバッテリコード（バッテリクランプ）を外してください。**
- **プロペラナットを締めたり、緩めたりするときは、素手でプロペラを持たないでください。手袋等を着用してから行なってください。**

1） プロペラブレードの減り、表面の侵食、損傷等の点検をします。
2） プロペラシャフトやシェアピンの損傷等を点検します。
3） プロペラシャフトに釣り糸が巻き込まれていないか点検します。
4） プロペラシャフトのオイルシールが損傷していないか点検します。



プロペラの取り外し

1） プロペラナットを外します。
2） ワッシャ、ラバーワッシャおよびプロペラを外します。
3） シェアピンを外します。

① シェアピン
② プロペラ
③ ラバーワッシャ
④ ワッシャ
⑤ プロペラナット（二面幅:12mm）

プロペラの取り付け

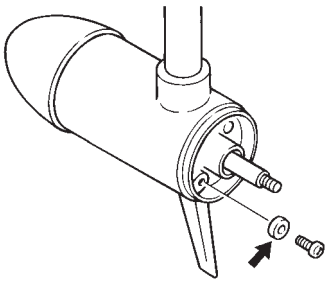
1） プロペラシャフトにヤマハグリス D（アンチコロージョングリス）を塗布します。
2） シェアピンを取り付けます。
3） プロペラボス部の溝がシェアピンにはまるようにプロペラを取り付けます。
4） ラバーワッシャとワッシャを入れプロペラナットを締め付けます。

注 意

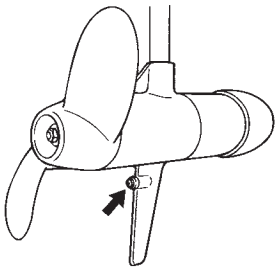
プロペラナットは新しいものを使用してください。ナットの緩み止めが機能せず、プロペラ脱落の原因となります。

プロペラナット
締め付けトルク：P16 の仕様諸元の項を参照ください。

M15



M25



アノードの点検

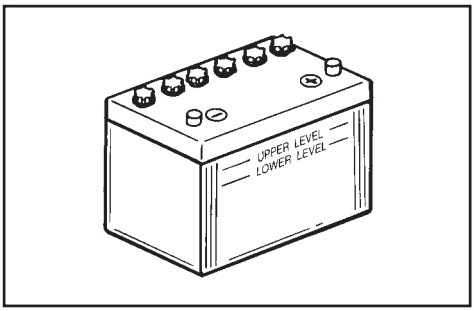
アノードの役目は、船外機を電食（水中の微弱電気による金属の腐食）から保護するためのものです。
アノードの状態を点検し、新品の3分の1以上が消耗している場合は交換します。

注 意

アノードに塗料を塗った場合は、電食防止の機能がなくなりますので注意してください。

要 点：

使用状態や環境により、アノードの消耗時間は著しく異なります。



バッテリの点検

1） ショートしないように、常に（－）側のバッテリコードから先に外し、ボートからバッテリを降ろします。
2） 各室の液面が、下限と上限の間にあることを確認してください。
電解液が減っている場合は、各室の液面の上限まで蒸留水を補給します。
3） 各ターミナルが、腐食等おこしていないか確認してください。
4） 補充電を行ない、電圧計を用い所定の容量があることを点検してください。
5） バッテリ本体と各ターミナルを清掃します。
6） 直射日光の当たらない、冷所で乾燥した換気のよい平らな場所で保管します。

注 意

水道水はさまざまな物質が含まれているためバッテリに悪影響を与えます。電解液の補充用には使わないでください。

要 点：

バッテリは製造メーカによって違いがありますので不明な点があるときは、バッテリ製造メーカにお問い合わせください。

バッテリコードの点検

コードの亀裂や損傷などを点検してください。
バッテリクリップ部分に腐食などが無いか点検してください。
不具合があるときは、ただちにヤマハ取扱店で修理、交換してください。

ボルト、ナット締め付け状態の点検

各部のボルト、ナット類が確実に締まっていることを点検してください。

故 障 と 対 策

故障は行き届いた点検整備により未然に防ぐことができます。故障の多くは取り扱いの不慣れや点検の不十分に原因しております。故障が生じました時はヤマハ取扱店にご相談ください。
最も考えられる故障を選び、その想定される原因を列記しておきます。不安な箇所がありましたら、できるだけそのままの状態でヤマハ取扱店に連絡し専門技術者におまかせください。

現象	推定原因	対応
A. プロペラが回らない。	1.バッテリの容量の低下、または容量不足。 2.バッテリの接続不良。 3.プロペラへの付着物による過負荷状態。 4.シェアピンの折損。 5.電装部品の損傷。 6.配線の接続不良、または損傷。	1.バッテリ状態（容量）の点検。指定容量バッテリの使用。 2.バッテリクリップの確実な取り付け。 3.プロペラへの付着物の有無を点検し、有れば取り除く。 4.交換。 5.ヤマハ取扱店にて修理。 6.接続の確認。ヤマハ取扱店にて配線の交換。
B. 正常に作動しない。	1.電装部品の損傷。 2.配線の接続不良、または損傷。	1.ヤマハ取扱店にて修理。 2.接続の確認。ヤマハ取扱店にて配線の交換。
C. モータの力がない。	1.バッテリの容量の低下、または容量不足。 2.電動船外機の取付け高さ不良。 3.チルト角度の調整不良。 4.プロペラの損傷。 5.電装部品の損傷。 6.配線の接続不良、または損傷。 7.船底、および電動船外機本体への貝、海藻類の付着。	1.バッテリ状態（容量）の点検。指定容量バッテリの使用。 2.再調整。 3.再調整。 4.プロペラの交換。 5.ヤマハ取扱店にて修理。 6.接続の確認。ヤマハ取扱店にて配線の交換。 7.除去、清掃。

上記の現象によっては保護機能により、電源を遮断して制御回路やモータを保護致します。（P6 保護機能の項を参照）
※保護機能の復旧には、原因に対する処置を施し、ハンドルグリップを中立（ニュートラル）の位置にすることで復旧されます。

応急処置

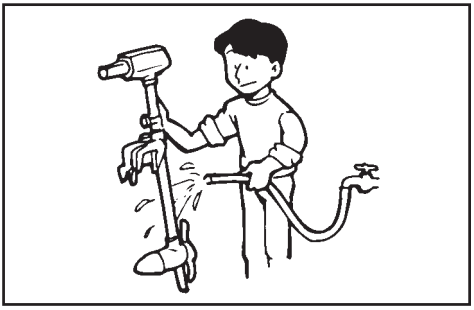
電動船外機を水中に落とした場合

水没した電動船外機は、完全に分解整備しなければなりません。
分解整備が遅れると内部の各部に錆や腐食の発生を促す原因となりますから、直ちにヤマハ取扱店に持参してください。



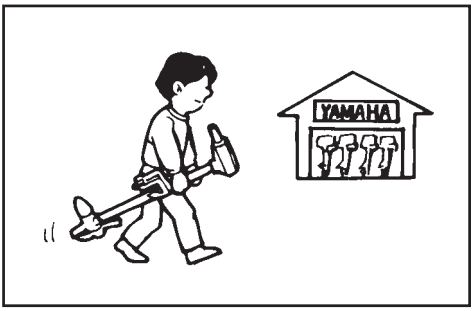
直ちに持参できない場合は、応急的に次の処置を施してください。

1） できるだけ早く電動船外機を水中から引き揚げる。
2） 真水で十分に洗い塩分、泥水、草等を取り去る。
3） 出来る限り早くヤマハ取扱店に分解整備を依頼してください。



注 意

ヤマハ取扱店での分解整備を受けずに再使用しないでください。



– MEMO –

ご相談窓口

お客様ご相談窓口のご案内

お買い上げいただきました商品についてのお問い合わせ・ご相談は「ご購入店」または、窓口にお問い合わせください。

ご購入店

エリア	営業所	TEL
北海道	ヤマハ発動機(株)　東日本営業所　北海道サービス課	0134-31-1135
東　北	ヤマハ発動機(株)　東日本営業所　東北サービス課	022-727-5180
関　東	ヤマハ発動機(株)　東日本営業所　東日本サービス課	045-775-2450
中　部	ヤマハ発動機(株)　西日本営業所　中部サービス課	0533-59-6188
関　西	ヤマハ発動機(株)　西日本営業所　西日本サービス課	0798-37-2004
中四国	ヤマハ発動機(株)　西日本営業所　中四国サービス課	082-532-8522
九　州	ヤマハ発動機(株)　西日本営業所　九州サービス課	092-885-6523

営業時間　月曜～金曜(祝日、弊社所定の休日等を除く)　9:00～12:00　13:00～17:00

ヤマハ発動機株式会社　カスタマー コミュニケーション センター

〒438-8501 静岡県磐田市新貝2500　0120-090-819

オープン時間　月曜～金曜(祝日、弊社所定の休日等を除く)　9:00～12:00　13:00～17:00

保 証 書

お買い上げ頂きました裏面記載の製品に万一不具合がおきました場合にはこの保証書に基づき次の通り保証致します。
なお、この保証は日本国内で使用される当該製品に限り適用致します。

1. 保証期間

保証期間は、納入日（お客様にお渡しした日）より１年間又は使用時間200時間のいずれか先に到達したときまでと致します。但し、営業用又は業務用に使用する場合及びヤマハマリンモータの電装関係については、６か月又は使用時間200時間のいずれか先に到達したときまでと致します。

2. 保証内容

（要件）
次の３つの要件を充すものに限ります。
⑴保証期間内に、当該製品を構成する弊社純正部品及び指定部品に、材料又は製造上の原因により発生した故障又は破損。
⑵保証期間内に弊社の販売店、取扱店に届け出の上保証修理が認められたもの。
⑶購入後１か月目の無償点検が指定されている製品については、その点検済を証する書面を提示すること。

（内容）
⑴この保証書に示す条件に従って、弊社の判断により無償にて当該部品の交換又は補修を行います。
⑵保証修理により取り外した不良部品は、弊社の所有となります。

3. 保証修理の受け方

保証修理の適用を認められたときは、次の手続きに従ってください。
⑴お買上げ頂いた販売店、取扱店又は弊社指定販売店に於いて修理を受けてください。
⑵その際、登録済の保証書及び２．ｄの書面の提示及び当該故障又は破損物品の提出がないときは、保証修理の対象になりませんのでご注意ください。

4. 保証除外項目

保証期間内でも、次の項目の一つに該当するときは保証修理の対象となりません。
（指定外品、天災に起因するもの）
⑴弊社純正及び指定以外の部品又は材料を使用した為に発生したとみなされる故障又は破損。
⑵天災、地変、公害、航行中又は海送、陸送中の事故、その他弊社の責に帰すことの出来ない事由により発生した故障又は破損。
⑶一般的に機能上影響のない腐蝕、錆、オイルのにじみ及び感覚的な現象。（音、振動音）
⑷経時変化により発生した塗装、メッキ面等の自然退色、ひび割れ及びこれらに類するもの。

（取扱方法等に起因するもの）
⑴取扱方法、保守方法もしくは保管方法の誤り又は保管場所の不適切によって発生したとみなされる故障又は破損。
⑵日常点検、定期点検、定期交換部品の交換等が実施されていないために発生したとみなされる故障又は破損。
⑶弊社が定める使用制限規定（定員、積載量、馬力等）を超えて使用したために発生したとみなされる故障又は破損。
⑷レースに使用したもの
⑸弊社指定の販売店、取扱店及びサービス店以外の取付けによって発生したとみなされる故障又は破損。
⑹弊社指定の販売店、取扱店及びサービス店以外で行われた修理、整備、改造によって発生したとみなされる故障又は破損。
（※）通常の使用状態において消耗するもの（パッキンオイルシール、プロペラ）は当然保証修理の対象になりません。

5. 保守、点検、整備

当該製品を安全に御使用いただくために、弊社で定める保守、点検、整備は取扱説明書に定めるところに従いお客様の責任において実施していただきます。又、これらに要する費用はお客様の負担となります。

6. 保証の発効

お買い上げ頂きました当該製品の保証は、この保証書に弊社の販売店、取扱店が必要事項を記入の上、捺印することにより有効となります。

7. 保証の継承

保証期間内にある中古製品を購入されたお客様は、保証書に記載されている弊社販売店、取扱店に保証書を提示の上、点検整備（有料）を受けることにより、残余の保証期間を継承することができます。

ヤマハ発動機株式会社
静岡県磐田市新貝2500

YAMAHA

Outboard

保証登録書

①販売店控（FAX用）

フリガナ	
ご 氏 名	
フリガナ	
ご 住 所	〒□□□-□□□□
T E L ：	（ ）
船 名	定係港

販 売 店 名	（販売店 コード）
	TEL番号： （ ）
	FAX番号： （ ）
備考（アフターサービス店等ある場合ご記入下さい）	

【お客様の個人情報のお取扱いについて】

ご記入頂いた個人情報項目は、ヤマハ発動機グループ各社（ヤマハ発動機㈱、ヤマハ発動機販売㈱、㈱ワイズギア等）とお買い上げ販売店で共同利用することがあります。

《利用目的》

保証登録、保証業務、ヤマハ発動機グループ各社、販売店からの製品・販売・サービスイベント等の各種情報提供と市場アンケート調査等の情報収集及びお客様データの統計処理に利用します。

《ご確認項目》

1）商品の取扱い説明を受けられましたか？ 〈 はい、いいえ 〉
2）保証内容、整備手帳の説明を受けましたか？ 〈 はい、いいえ 〉
3）初回点検、定期点検整備についての説明は受けましたか？ 〈 はい、いいえ 〉
4）ヤマハ発動機グループ各社、ご購入販売店からの各種情報提供を承諾しますか？ 〈 はい、いいえ 〉

＊安全に関わる品質問題が発生した場合には〈いいえ〉とお答えになられたお客様にもご案内させて頂きます。

上記内容をご確認の上、下記、ご署名をお願いします。

お客様ご署名

ご署名日 ／ ／

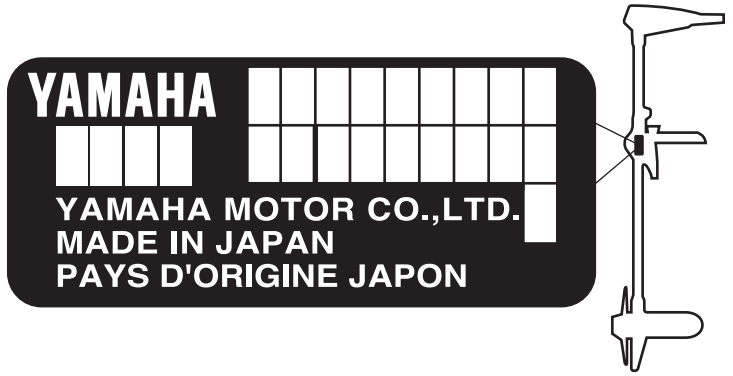
＊尚、お客様は、ご本人の情報の開示・訂正・利用停止等を求めることができます。下記へお申し付け下さい。

管理責任部署 ヤマハ発動機株式会社
マリン事業本部 サービス部 電話 0538-37-1528

■納入時の記入項目

点検実施者が記入して下さい。

クランプブラケットの製造番号プレートの番号を転記して下さい。



保証開始日（納入日）：２０ 年 月 日 ～	一般保証満了日：２０ 年 月 日
取付艇種	用途（マル印） レジャー ・ 業務（営業）
ヤマハ拠点名	ヤマハ拠点コード

■納入点検項目

※チェック欄への記入：該当する項目で説明が済んだもの或いは点検して良好なものはレ印を記入して下さい。

項 目	チェック
備品 （取扱説明書、その他）	
外観の状態	
チルトの作動	
ステアリング・ハンドルの重さ調整	
スロットル（グリップ、レバー）の作動	
お客様への取扱い説明	
取扱説明書の引渡し	

保証登録書

②ヤマハ販売会社控

フリガナ	
ご 氏 名	
フリガナ	
ご 住 所	〒□□□-□□□□
T E L ：	（ ）
船 名	定係港

販 売 店 名	（販売店 コード）
TEL番号：	（ ）
FAX番号：	（ ）
備考（アフターサービス店等ある場合ご記入下さい）	

【お客様の個人情報のお取扱いについて】

ご記入頂いた個人情報項目は、ヤマハ発動機グループ各社（ヤマハ発動機㈱、ヤマハ発動機販売㈱、㈱ワイズギア等）とお買い上げ販売店で共同利用することがあります。

《利用目的》
保証登録、保証業務、ヤマハ発動機グループ各社、販売店からの製品・販売・サービスイベント等の各種情報提供と市場アンケート調査等の情報収集及びお客様データの統計処理に利用します。

《ご確認項目》
1）商品の取扱い説明を受けられましたか？ 〈はい、いいえ〉
2）保証内容、整備手帳の説明を受けましたか？ 〈はい、いいえ〉
3）初回点検、定期点検整備についての説明は受けましたか？ 〈はい、いいえ〉
4）ヤマハ発動機グループ各社、ご購入販売店からの各種情報提供を承諾しますか？ 〈はい、いいえ〉
＊安全に関わる品質問題が発生した場合には〈いいえ〉とお答えになられたお客様にもご案内させて頂きます。

上記内容をご確認の上、下記、ご署名をお願いします。

お客様ご署名
ご署名日 ／ ／

＊尚、お客様は、ご本人の情報の開示・訂正・利用停止等を求めることができます。下記へお申し付け下さい。

管理責任部署 ヤマハ発動機株式会社
マリン事業本部 サービス部 電話 0538-37-1528

■納入時の記入項目

点検実施者が記入して下さい。
クランプブラケットの製造番号プレートの番号を転記して下さい。



保証開始日（納入日）：２０ 年 月 日 ～	一般保証満了日：２０ 年 月 日
取付艇種	用途（マル印） レジャー ・ 業務（営業）
ヤマハ拠点名	ヤマハ拠点コード

■納入点検項目

※チェック欄への記入：該当する項目で説明が済んだもの或いは点検して良好なものはレ印を記入して下さい。

項 目	チェック
備品 （取扱説明書、その他）	
外観の状態	
チルトの作動	
ステアリング・ハンドルの重さ調整	
スロットル（グリップ、レバー）の作動	
お客様への取扱い説明	
取扱説明書の引渡し	

Outboard

保証登録書

③お客様控（保証書）

フリガナ	
ご 氏 名	
フリガナ	
ご 住 所	〒□□□-□□□□
T E L ：	（ ）
船 名	定係港

販 売 店 名	（販売店 コード）
TEL番号：	（ ）
FAX番号：	（ ）
備考（アフターサービス店等ある場合ご記入下さい）	

【お客様の個人情報のお取扱いについて】

ご記入頂いた個人情報項目は、ヤマハ発動機グループ各社（ヤマハ発動機㈱、ヤマハ発動機販売㈱、㈱ワイズギア等）とお買い上げ販売店で共同利用することがあります。

《利用目的》

保証登録、保証業務、ヤマハ発動機グループ各社、販売店からの製品・販売・サービスイベント等の各種情報提供と市場アンケート調査等の情報収集及びお客様データの統計処理に利用します。

《ご確認項目》

1）商品の取扱い説明を受けられましたか？ 〈はい、いいえ〉
2）保証内容、整備手帳の説明を受けましたか？ 〈はい、いいえ〉
3）初回点検、定期点検整備についての説明は受けましたか？ 〈はい、いいえ〉
4）ヤマハ発動機グループ各社、ご購入販売店からの各種情報提供を承諾しますか？ 〈はい、いいえ〉

＊安全に関わる品質問題が発生した場合には〈いいえ〉とお答えになられたお客様にもご案内させて頂きます。

上記内容をご確認の上、下記、ご署名をお願いします。

お客様ご署名

ご署名日 ／ ／

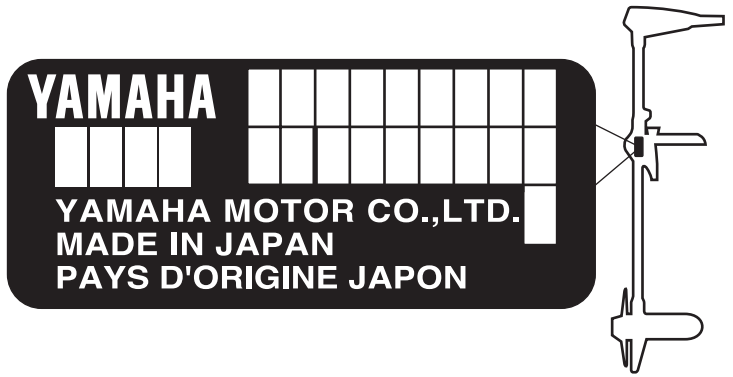
＊尚、お客様は、ご本人の情報の開示・訂正・利用停止等を求めることができます。下記へお申し付け下さい。

管理責任部署 ヤマハ発動機株式会社
マリン事業本部 サービス部 電話 0538-37-1528

■納入時の記入項目

点検実施者が記入して下さい。

クランプブラケットの製造番号プレートの番号を転記して下さい。



保証開始日（納入日）：２０ 年 月 日 ～	一般保証満了日：２０ 年 月 日
取付艇種	用途（マル印） レジャー ・ 業務（営業）
ヤマハ拠点名	ヤマハ拠点コード

■納入点検項目

※チェック欄への記入：該当する項目で説明が済んだもの或いは点検して良好なものはレ印を記入して下さい。

項 目	チェック
備品 （取扱説明書、その他）	
外観の状態	
チルトの作動	
ステアリング・ハンドルの重さ調整	
スロットル（グリップ、レバー）の作動	
お客様への取扱い説明	
取扱説明書の引渡し	

不許複製

名称： M15/M25
電動船外機取扱説明書
部品番号： XGW-28199-03
発行： ヤマハ発動機株式会社
2020 年 1 月



Printed in Japan
January 2020-*.* × 1 EMW